公示送達

弘前広域都市計画事業弘前駅前北地区土地区画整理事業の書類の送付に代える公告について

下記に記載する工作物等については、弘前広域都市計画事業弘前駅前北地区土地区画整理事業の施行により、移転を必要としているため、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第77条第２項による工作物等の「移転通知及び照会」を送付したが、書類の送付を受けるべき者が受領を拒んだため、同法第133条第２項が準用する同法第77条第５項の規定により、書類の送付に代えて下記のとおり公告する。

平成28年６月１日

弘前広域都市計画事業
弘前駅前北地区土地区画整理事業
施行者　弘前市
代表者　弘前市長　葛西　憲之

記

１　書類の送付を受けるべき者
住所　青森県南津軽郡藤崎町大字西豊田二丁目２番地９
氏名　有限会社ドラッグコーポレーション
代表取締役　松山　稔

２　工作物等の表示
(1)　工作物等の所在地
弘前市大字駅前二丁目２番地55
弘前市大字駅前二丁目２番地56
弘前市大字駅前二丁目２番地57
(2)　工作物等の構造及び数量
工作物及び竹木土石等一式

３　通知内容
(1)　移転期限
平成28年８月19日（金）
(2)　摘要　当該工作物等は、前記の期限後は、土地区画整理法第77条第７項の規定に基づき、施行者弘前市において移転工事を行います。

（教示）
この通知について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に青森県知事に審査請求をすることができます（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第19条に規定されています。）。
また、行政事件訴訟法の規定により、この通知があったことを知った日（その他、審査請求をした場合においては、裁決があったことを知った日）から６箇月以内に弘前市を被告として取消訴訟を提起することができます。
なお、上記の期間が経過する前であっても、この処分があった日（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して１年を経過すると、正当な理由がない限り、審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
（連絡先）
弘前市都市環境部区画整理課移転・換地係
住所〒036―8003
弘前市大字駅前町９番地20（ヒロロ３階）
電話0172―34―3233

会社その他の公告

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年六月一日
北海道函館市美原二丁目九番一〇号
特定非営利活動法人ＮＡＴＵＲＡＳ
清算人　赤石　哲明

解散公告

当社は、平成二十八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年六月一日
青森県上北郡東北町大字上野字山添三七番地八五
エイチ・ピーシステム青森有限会社
清算人　内山　賢治

解散公告

当社は、株主総会の決議により平成二十八年四月三十日解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年六月一日
宮城県塩竈市海岸通四番六号
株式会社小松壽右衛門商店
代表清算人　小松　淳一

解散公告

当社は、平成二十八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年六月一日
福島県郡山市安積町日出山一丁目五番地
株式会社トーシン
代表清算人　門馬　照子

解散公告

当社は、平成二十八年五月十八日開催の株主総会の決議により平成二十八年五月三十一日付をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年六月一日
茨城県古河市下辺見二一〇〇番地
株式会社古河市魚市場
代表清算人　乾　利雄

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年六月一日
茨城県つくば市古来一四五九番地三
株式会社モノスタヂオ
代表清算人　砂田　洋平

解散公告

当社は、平成二十八年五月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散したので、当社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年六月一日
埼玉県加須市細間一一〇番地の二
株式会社阪東興業
代表清算人　富田かおる

解散公告

当社は、平成二十八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年六月一日
埼玉県さいたま市南区別所三丁目五番一二号
有限会社トイズプラネット
代表清算人　大見　昭

解散公告

当社は、平成二十八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年六月一日
埼玉県さいたま市中央区鈴谷六丁目一二番七号
八千代商事有限会社
清算人　橋本　一子

解散公告

当社は、平成二十八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年六月一日
埼玉県川口市前川三丁目二七番一三号
前川山口土建株式会社
代表清算人　山口　信雄

解散公告

当社は、平成二十八年五月十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年六月一日
東京都豊島区池袋二丁目六八番一号
株式会社ビズワーク
代表清算人　後醍院良成